

名古屋市告示第8号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の8第2項の規定に基づき、令和7年名古屋市告示第387号により指定した形質変更時届出管理区域の全てを解除します。

令和8年1月9日

名古屋市長 広沢一郎

1 指定を解除する区域

名古屋市瑞穂区明前町 101番の一部及び 123番の一部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物（土壤含有量基準）

3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課